

#### (4) 振動

振動規制法の規定に基づき、特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準を表 4.1-27 のとおり定められている。計画地は、第一種区域に指定されている。

表 4.1-27 特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準

##### 【埼玉県】

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考		
1 区域の区分		
一 第一種区域		
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域以外の地域		
二 第二種区域		
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		
2 学校、保育所、病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準は、上記の規制基準から 5 デシベルを減じて得た値とする。		

出典：所沢市 HP「特定施設・指定施設（騒音・振動）について」

([http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon\\_shindou\\_shisetu.html](http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon_shindou_shisetu.html))

埼玉県 HP「埼玉県法規集」([https://en3-jg.d1-law.com/saitama-pref/dlw\\_reiki/reiki.html](https://en3-jg.d1-law.com/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html))

##### 【東京都瑞穂町】

時間の区分 区域の区分	昼間 (8 時から 19 時まで)	夜間 (19 時から翌日の 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
時間の区分 区域の区分	昼間 (8 時から 20 時まで)	夜間 (20 時から翌日の 8 時まで)
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考		
1 区域の区分		
(1) 第一種区域		
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の定めのない地域		
(2) 第二種区域		
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		
2 学校、保育所、病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準は、上表の規制基準から 5 デシベルを減じて得た値とする。		

出典：東京都環境局 HP「振動規制法の特定工場等に係る規制基準」

([http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/noise/noise\\_vibration/rules/vr\\_law\\_standard.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/noise/noise_vibration/rules/vr_law_standard.html))

また、振動規制法では特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 4.1-28 のとおり定めている。特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定は表 4.1-29 に示すとおりである。

表 4.1-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業の場所の敷地境界における基準	夜間作業		1日の作業時間		作業時間	日曜日その他の休日の作業
	別表の第一号に掲げる区域	別表の第二号に掲げる区域	別表の第一号に掲げる区域	別表の第二号に掲げる区域		
75dB	午後7時から午前7時まででは行わないこと	午後10時から午前6時まででは行わないこと	10時間を越えて行わないこと	14時間を越えて行わないこと	連続して6日を越えて行わないこと	行わないこと
—	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間作業を行うこととなっている場合を除く	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害時により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く

(昭和51年11月10日総理府令第58号(最終改正平成27年4月20日環境省令第19号))

注) 別表の第一号に掲げる区域及び別表の第二号に掲げる区域は、表 4.1-29 に示す区域区分の指定のとおりである。

表 4.1-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定

【埼玉県】

区域の区分	区域名
別表の第一号に掲げる区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定がされていない区域、狭山近郊緑地保全区域、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院及び有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80メートル以内の区域
別表の第二号に掲げる区域	工業地域、所沢三ヶ島工業団地の区域

出典：所沢市HP「特定建設作業について」

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/tokuteikensetusagyou.html>)

埼玉県HP「騒音・振動の規制について」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091207-183.html>)

【東京都瑞穂町】

区域の区分	区域名
別表の第一号に掲げる区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以内の区域
別表の第二号に掲げる区域	工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以外の区域。

出典：東京都環境局HP「特定・指定建設作業に係る作業時間の制限」

([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise\\_vibration/rules/cw\\_limitation\\_time.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise_vibration/rules/cw_limitation_time.html))

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は表 4.1-30 に示すとおりであり、区域の区分は表 4.1-31 及び図 4.1-20 に示すとおりである。

表 4.1-30 道路交通振動の要請限度

区域の区分 \ 時間の区分	昼間	夜間
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

表 4.1-31 道路交通振動の要請限度に係る区域の区分

【埼玉県】

区分	区 域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域以外の地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）、夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）	

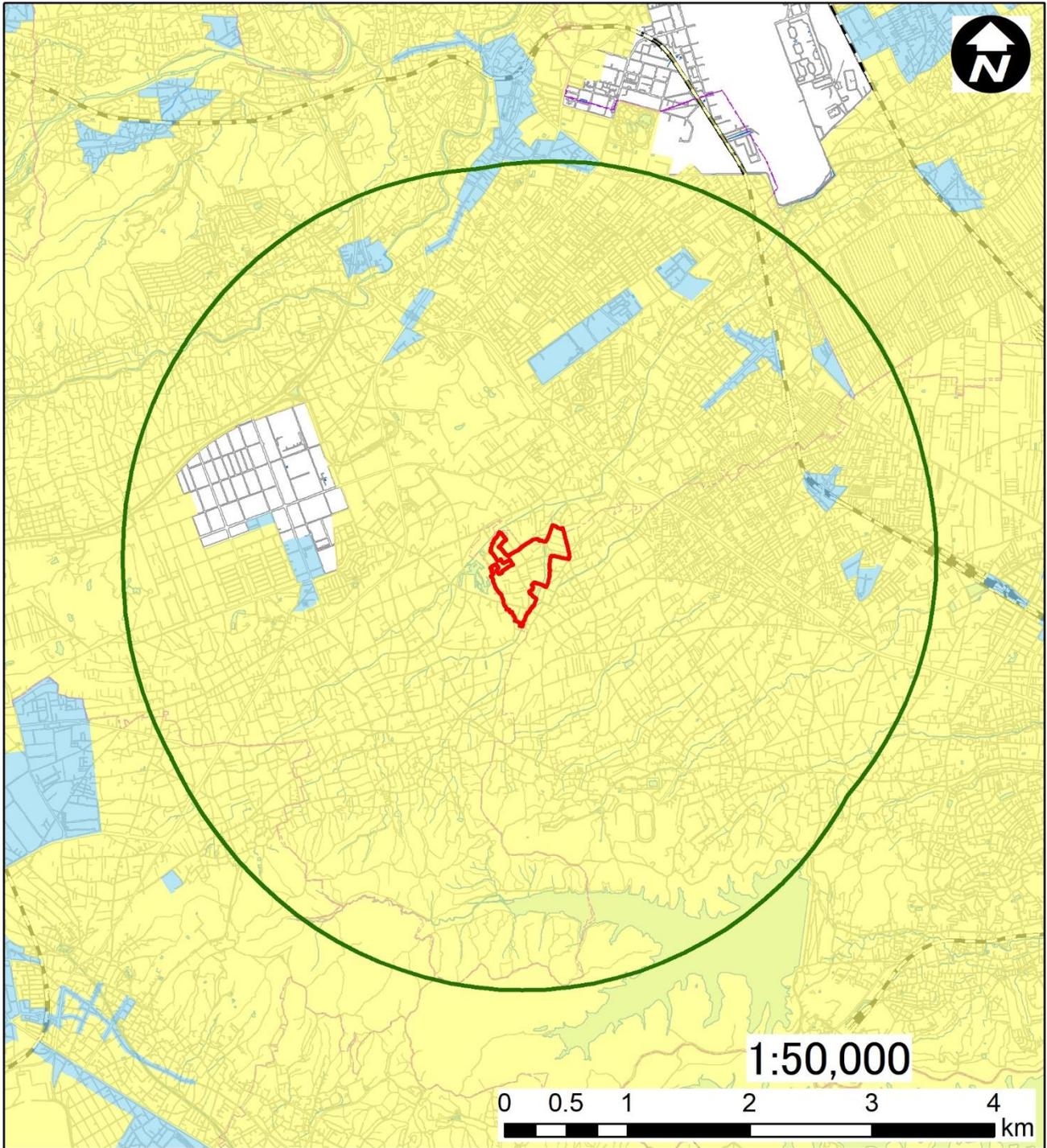
出典：埼玉県 HP「埼玉県法規集」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25373/sagyoujyou1.pdf>)

【東京都瑞穂町】

区分	区 域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
第一種区域は昼間(8時から19時まで)、夜間(19時から8時まで)	
第二種区域は昼間(8時から20時まで)、夜間(20時から8時まで)	

出典：東京都環境局 HP「振動規制法の道路交通振動に係る要請限度」

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/noise/result/limit.html>)



**凡例**

- 計画地
- 第一種区域
- 計画地から3km
- 第二種区域

出典：埼玉県 HP「騒音・振動の規制について」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091207-183.html>)  
 所沢市 HP「特定施設・指定施設（騒音・振動）について」([https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon\\_shindou\\_shisetu.html](https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon_shindou_shisetu.html))  
 入間市 HP「騒音・振動・悪臭に関する市告示」(<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kankyo/1009680.html>)  
 東京都環境局 HP「工場・事業場に対する騒音・振動の規制」([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise\\_vibration/rules/workplace\\_factory.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise_vibration/rules/workplace_factory.html))

図 4.1-20 振動規制法に基づく規制区域

(5) 水質

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として規制の対象とし、これらの施設を設置している工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水（雨水や冷却水を含む。）に対して排水基準が適用されている。埼玉県では、公共用水域の水質汚濁の防止を推進するため、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」により、一部の項目について、水質汚濁防止法で定められた基準より厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めている。また、埼玉県生活環境保全条例において、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や水質汚濁防止法に定められていない施設を指定排水施設として規制の対象とし、これらの施設を設置している工場・事業場（指定排水工場等）から公共用水域に排出される水（雨水や冷却水を含む。）に対して規制基準を適用している。

なお、本事業において発生する排水については、公共用水域でなく公共下水道に放流する計画であることから、上記の排水基準の適用を受けず表 4.1-32 に示すとおり、下水道法に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 4.1-32 下水排除基準（所沢市）

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	温度	45℃以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	水素イオン濃度（pH）	5以上9以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	浮遊物質（SS）	600mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下		

注) 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

出典：所沢市 HP 下水道の排水規制

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jogesuido/jigyosya/news/mizkan20201216152933277.html>)

また、工事の際に発生する排水は、公共用水域に放流する場合、同様に表 4.1-33 に示す埼玉県生活環境保全条例の適用を受ける。

表 4.1-33 建設工事等に伴い発生する汚水の基準

【埼玉県】

項目	基準値	対象となる工事 (指定土木建設作業)
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	・杭工事 ・地盤改良工事 ・根切り工事 ・シールド工事 ・アンカー工事
浮遊物質量 (mg/L)	180 (日間平均 150) 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉛油類含有量) (mg/L)	5 以下	

出典：所沢市 HP 指定土木建設作業の排水規制

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/mizudojo/siteidobokukennsetusagyau.html>)

(6) ダイオキシン類

表 4.1-34 に示すとおり、ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設を有する事業場には、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。また、所沢市では、所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例に係る指定届出施設に対し、ダイオキシン類の排出に係る規制基準が定められている。

表 4.1-34 (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

【大気質】

特定施設の種類	新設施設 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	既設施設 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が1時間当たり 50kg 以上のもの)	4t/h 以上	0.1 以下
	2t/h 以上 4t/h 未満	1 以下
	2t/h 未満	5 以下
製鋼の用に供する電気炉 (圧器の定格容量が 1000kV・A 以上のもの)	0.5 以下	5 以下
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力が1時間当たり 1t 以上のもの)	0.1 以下	1 以下
鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉄炉、溶解炉及び乾燥炉 (原料の処理能力が1時間当たり 0.5t 以上のもの)	1 以下	10 以下
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 (焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり 0.5t 以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1t 以上のもの)	1 以下	5 以下

出典 環境省 HP ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等 (<http://www.env.go.jp/air/tech/daitokukizyun.pdf>)

注 1) 廃棄物焼却炉については、酸素濃度 12% 補正、焼結施設については酸素濃度 15% 補正を行う。

注 2) すでに大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用する。

表 4.1-34 (2) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例に基づく規制基準

【大気質】

施設の種類	規模等	規制基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	(1) 大気汚染防止法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げるもの (2) に掲げるものを除く。 (2) 埼玉県生活環境保全条例別表第 2 第 1 号の表 7 の項に掲げるもの (火格子面積が 1 平方メートル未満であり、焼却能力が 1 時間当たり 100 キログラム未満であり、かつ、燃焼室の容積が 1.4 立方メートル未満であるものを除く。) (3) 埼玉県生活環境保全条例別表第 2 第 1 号の表 7 の項に掲げるもの (火格子面積が 0.3 平方メートル未満であり、焼却能力が 1 時間当たり 30 キログラム未満であり、かつ、燃焼室の容積が 0.42 立方メートル未満であるもの及び (2) に掲げるものを除く。) (4) 埼玉県生活環境保全条例別表第 2 第 1 号の表 7 の項に掲げるもの (2) 及び (3) に掲げるものを除く。	5 (10)

出典 所沢市 HP 環境関連法令一覧

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/kannkyoukannrennhoureiitirann.html>)

注 1) この表に掲げる施設のうち、火格子がない施設にあっては、同表の規定中「火格子面積」とあるのは、「火床面積」と読み替えるものとする。

注 2) この表に掲げる施設のうち、平成 11 年 4 月 1 日において現に設置されている施設 (設置の工事がされているものを含む) に係るダイオキシン類の排出に係る規制基準は、規制基準の括弧内に掲げる有害物質の量とする。

注 3) この表に掲げる有害物質の量は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成 11 年総理府令第 67 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する方法により測定される量を 2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量として表示されたものとする。ただし、2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算は、同令第 3 条第 1 項の規定するところにより行うものとする。

【水質】

特定施設の種類の	排出基準
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10pg-TEQ/L 以下
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）乾燥施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）廃ガス洗浄施設	
8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ [3,2-b・3'・2' -m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。（ハ）において単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設 （ニ）熱風乾燥施設	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設	
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	
フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）プラズマ反応施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設	
第一号から第十八号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十八号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

出典 環境省 HP ダイオキシシン類対策特別措置法に基づく基準等 (<http://www.env.go.jp/air/tech/daitokukizyun.pdf>)

### 3) 環境基準

#### (1) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は表 4.1-35～表 4.1-38 に示すとおりである。

表 4.1-35 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

出典：昭和48年環告25 最終改正平成8年環告73 (<http://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>)

表 4.1-36 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：昭和48年環告25 最終改正平成30年環告100 (<http://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>)

表 4.1-37 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27告示)
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

出典：平成11年環告68 最終改正平成21年環告11 (<http://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>)

表 4.1-38 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。（H21.9.9告示）
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 $\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：平成21年環告33（<http://www.env.go.jp/ki jun/taiki.html>）

(2) 水質

水質汚濁に係る環境基準は表 4.1-39～表 4.1-40 に示すとおりである。

表 4.1-39 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5または43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：昭和46年環告59 最終改正令和3年環告62  
<https://www.env.go.jp/ki jun/mizu.html>  
<https://www.env.go.jp/hourei/add/e79.pdf>

表 4.1-40 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川一ア）

類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：昭和 46 年環告 59 最終改正令和 3 年環告 62

([https://www.env.go.jp/ki\\_jun/mizu.html](https://www.env.go.jp/ki_jun/mizu.html))

(<https://www.env.go.jp/hourei/add/e79.pdf>)

表 4.1-40 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川ーイ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考:基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典:昭和 46 年環告 59 最終改正令和 3 年環告 62  
(<https://www.env.go.jp/ki jun/mizu.html>)  
(<https://www.env.go.jp/hourei/add/e79.pdf>)

### (3) ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準は表 4.1-41 に示すとおりである。

表 4.1-41 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む) 及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典:平成 11 年環告 68 最終改正平成 21 年環告 11 (<http://www.env.go.jp/ki jun/dioxin.html>)

(4) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は表 4.1-42 に示すとおりである。

表 4.1-42 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：平成 3 年環告 46 最終改正令和 2 年環告 44

(<http://www.env.go.jp/ki jun/do jou.html>)

(<http://www.env.go.jp/press/107951.html>)

(5) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.1-43 に示すとおりである。

表 4.1-43 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5, 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>

出典：平成9年環告10 最終改正令和3年環告63

(<https://www.env.go.jp/kijun/tika.html>)

(<http://www.env.go.jp/hourei/add/e80.pdf>)

(6) 騒音

騒音に係る環境基準は表 4.1-44 に示すとおりである。また、地域の類型及び各類型を当てはめる地域は、表 4.1-45 及び図 4.1-21 に示すとおりである。

表 4.1-44 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正平成 24 年 3 月 30 日環告 54 号)

注) AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、道路に面する地域は次表による。

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路）に近接する空間（道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲）については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典：平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正平成 24 年 3 月 30 日環告 54 号

(<http://www.env.go.jp/ki jun/oto1-1.html>)

表 4.1-45 地域の類型及び各類型を当てはめる地域

【埼玉県】

地域の類型	地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：埼玉県 HP 騒音に係る環境基準

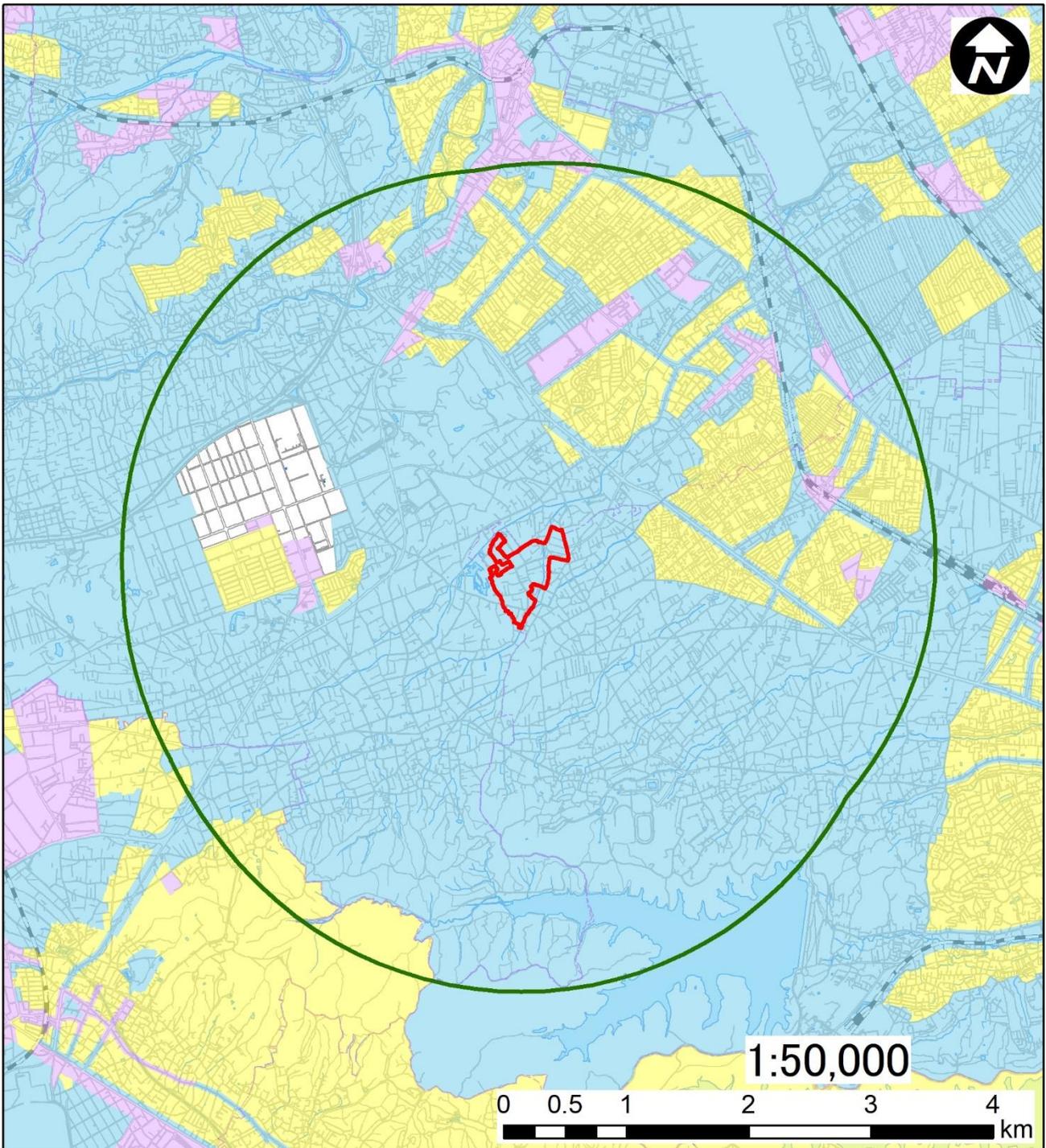
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091207-182.html>)

【東京都瑞穂町】

地域の類型	地域
AA	清瀬市の区域のうち、松山 3 丁目 1 番、竹丘 1 丁目 17 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘 3 丁目 10 番の区域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

出典：東京都環境局 HP 騒音に係る環境基準

([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise\\_vibration/environmentstandards/noise.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise_vibration/environmentstandards/noise.html))



**凡例**

- 計画地
- A類型
- C類型
- 計画地から3km
- B類型

出典：埼玉県 HP 「騒音に係る環境基準」  
 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091207-182.html>)  
 東京都環境局 HP 「騒音に係る環境基準」  
 ([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise\\_vibration/environmentstandards/noise.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise_vibration/environmentstandards/noise.html))

図 4.1-21 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

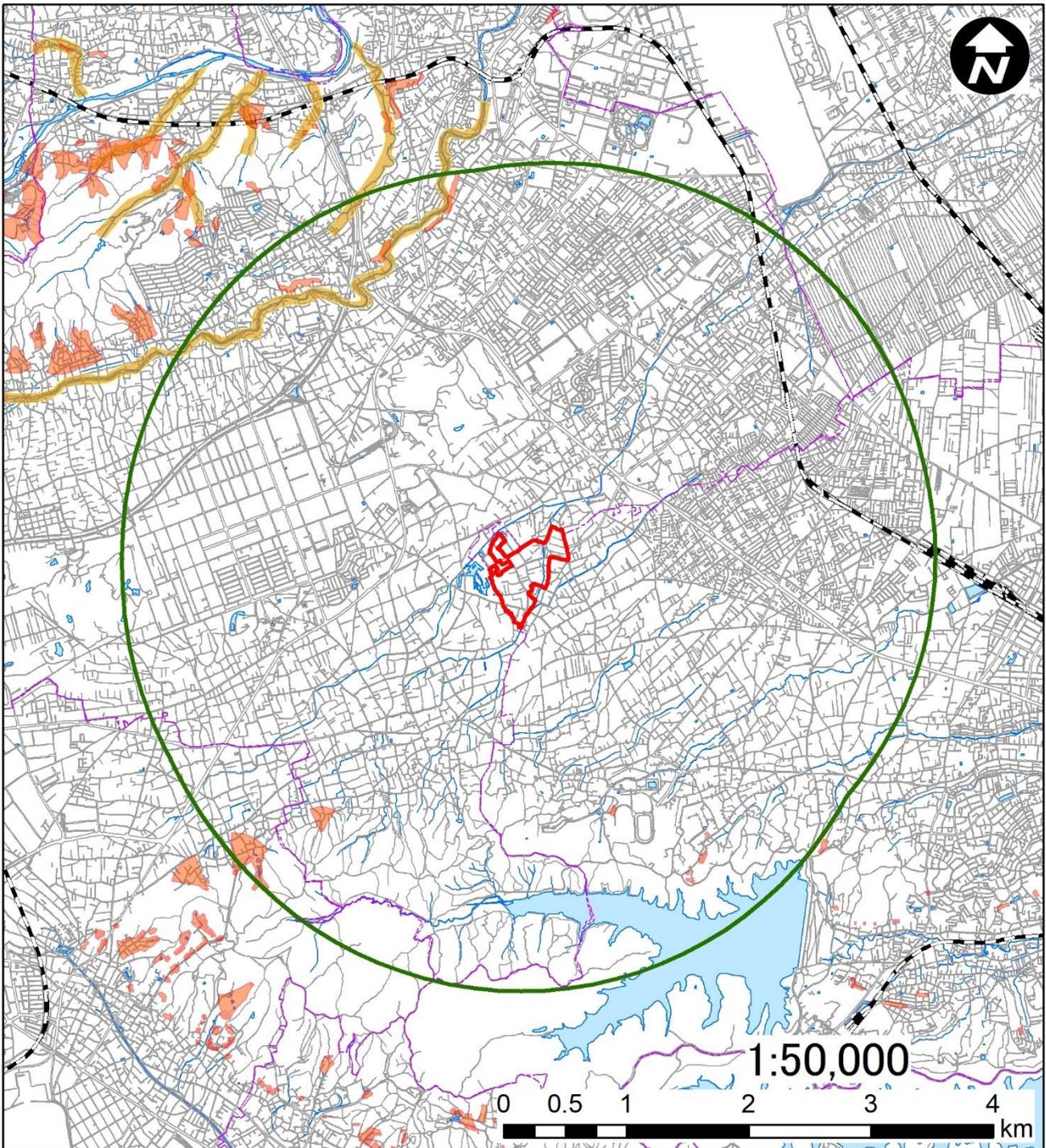
#### 4) 災害防止に関する地域等の状況

##### (1) 災害の防止に関する法令に基づく地域・区域の指定状況

川越県土整備事務所 HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1004/kuikishitei.html>) によると、県指定の急傾斜地崩壊危険箇所は、県内で 94 か所指定されているが、計画地内およびその周辺には存在しない。

また、所沢市 HP の「市内の土砂災害危険箇所」(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/moshimo/bosai/sonaeru/saigaisonael/bousai20150223152256953.html>) によると、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が所沢市内に 48 区域指定されている（平成 27 年 2 月 28 日指定）が、計画地内には存在しない。また、砂防法（明治 30 年 3 月 法律第 29 号）に基づく砂防指定地についても計画地内には存在しない。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、砂防指定地を図 4.1-22 に示す。

地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定は計画地内および周辺には存在しない。



### 凡例

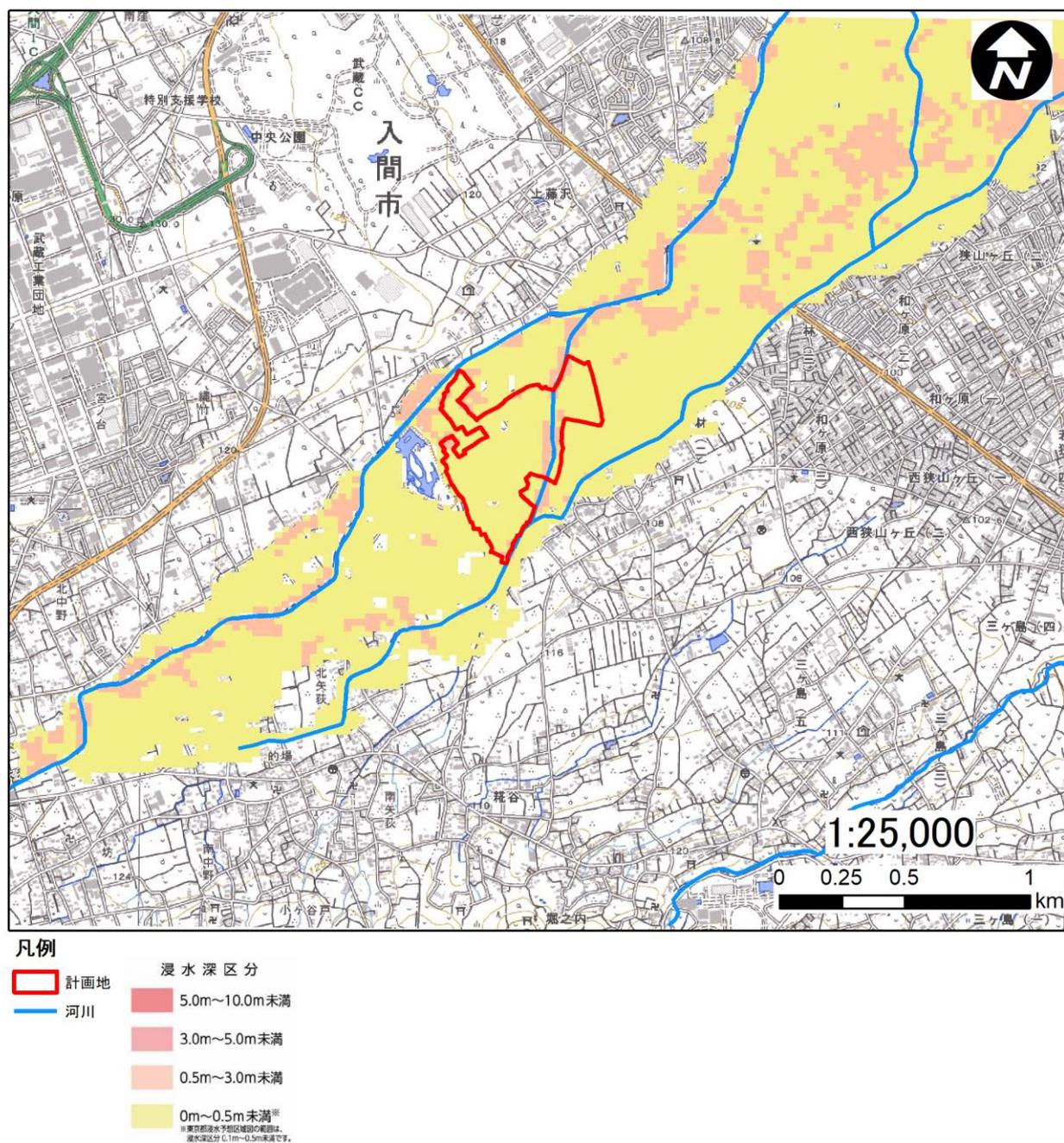
- |   |          |   |                     |
|---|----------|---|---------------------|
|  | 計画地      |  | 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 |
|  | 計画地から3km |  | 砂防指定地               |

出典：埼玉県 HP 「管内の指定状況について」 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1004/kuikishitei.html>)  
 所沢市 HP 「所沢市地理情報システム 土砂災害ハザードマップ」 (<https://webgis.alandis.jp/tokorozawall/alandis/portal/hazard.html>)  
 入間市 HP 「土砂対策防止法に基づく警戒区域等について」 ([http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/bousai/bousai\\_list/1007076.html](http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/bousai/bousai_list/1007076.html))  
 瑞穂町 HP 「瑞穂町防災ハザードマップを改訂しました。」 (<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/kurashi/004/001/p001851.html>)  
 武蔵村山市 HP 「武蔵村山市浸水・土砂災害ハザードマップ」 (<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/bousai/saigai/1008898.html>)  
 東大和市 HP 「浸水・土砂災害ハザードマップ」 (<https://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/31,101932,333,540.html>)

図 4.1-22 土砂災害指定区域等

(2) 洪水等により影響を受ける地域等の状況

図 4.1-23 に所沢市洪水ハザードマップを示す。計画地は0～3.0mの浸水区域となっている。



出典：所沢市 HP「所沢市洪水ハザードマップ」

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/kasen/kouzuihazardmap.html>)

図 4.1-23 所沢市洪水ハザードマップ

#### 4.1.8 その他の事項

##### 1) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

###### (1) 計画地及びその周辺の環境基本計画

###### ア. 所沢市環境基本計画の概要

所沢市環境基本計画（2019～2028年度）の概要は、表 4.1-46 に示すとおりである。

表 4.1-46 所沢市環境基本計画の概要

<p><b>【望ましい環境像】</b>          “人と人”，“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢</p>
<p><b>【基本計画】</b>          基本計画においては、【低炭素社会】、【みどり・生物多様性】、【循環型社会】、【環境保全】、【都市環境】の5つの分野別基本方針に加え、【協働・実践・学習】の横断的基本方針を設定し、それぞれの方針ごとに関連する施策を整理し、市における環境づくりを推進している。</p> <p>1 低炭素社会の構築          地球温暖化緩和策の推進，エネルギー使用に伴う環境負荷の低減，気候変動の影響への適応に関する施策を推進する。</p> <p>2 みどり・生物多様性の保全          生物多様性への理解の推進，人と自然との絆の強化，みどりの保全に関する施策を推進する。</p> <p>3 循環型社会の形成          「もったいない」社会の形成，ごみ処理の低炭素化，ごみの適正な処理に関する施策を推進する。</p> <p>4 大気・水環境等の保全          大気環境の保全，水環境の保全，土壌・地盤環境の保全，生活環境対策の推進，化学物質の環境リスクの管理に関する施策を推進する。</p> <p>5 魅力的な都市環境の創造          美しいまちづくり，安全・安心なまちづくりに関する施策を推進する。</p> <p>6 ともに進める「善きふるさと所沢」の環境づくり          環境づくり・人づくり，環境情報の整備と共有化に関する施策を推進する。</p>
<p><b>【重点実施計画】</b>          リーディング・プロジェクトは、先導性、即効性、実現性、継続性、波及性の5つの視点から施策を選定し、「低炭素」、「みどり・生物多様性」、「資源循環」、「協働・学習」の4つの分野で設定している。</p> <p>1 低炭素プロジェクト          市の率先行動の推進，再生可能エネルギーの利用促進，温室効果ガスの削減，ヒートアイランド現象等による影響の緩和。</p> <p>2 みどり・生物多様性プロジェクト          みどりの保全と再生，多様な野生生物の保全，街中のみどりの創出，みどりとふれあう機会の創出。</p> <p>3 資源循環プロジェクト          「もったいないの心」ごみにしない取組の推進，みんなで進める資源化の推進，環境に配慮した廃棄物処理施設の整備・運営の推進。</p> <p>4 協働・学習プロジェクト          地域での環境美化・保全活動の推進，主体的な環境学習・活動等を支える仕組みづくりの推進，学校での環境教育の推進。</p>

出典：所沢市 HP「所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）（2019～2028年度）」（平成31年3月）

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/kankyokeikaku/machiekosuishinkeikaku.html>)

## イ. 入間市環境基本計画の概要

入間市環境基本計画（2020～2029年度）の概要は表 4.1-47 に示すとおりである。

表 4.1-47 入間市環境基本計画の概要

<p><b>【望ましい環境像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち</li><li>② 他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り引き継ぐことのできるまち</li><li>③ 産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが住み良さを感じられるまち</li><li>④ すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち</li></ul> <p><b>【望ましい環境像を実現するための基本方針と施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進<ul style="list-style-type: none"><li>(1) ごみの減量の推進</li><li>(2) リサイクルの推進</li><li>(3) ごみの適正処理の推進</li><li>(4) 省エネルギーの推進</li><li>(5) 気候変動への適応</li></ul></li><li>2 豊かな自然環境の保全<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 里山の保全と活用拠点の整備</li><li>(2) 水辺の自然の保全</li><li>(3) 健全な水循環の維持</li><li>(4) 農業基盤の強化推進と農業生産の振興</li><li>(5) 地産地消の促進</li><li>(6) 野生生物の保護と外来種対策</li></ul></li><li>3 住みやすさが実感できる都市環境の構築<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 身近な緑の保全と創出</li><li>(2) 公共交通の利便性の向上</li><li>(3) 歴史、文化の継承</li></ul></li><li>4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全<ul style="list-style-type: none"><li>(1) きれいな空気の保全</li><li>(2) きれいな水質の保全</li><li>(3) 騒音、振動、悪臭の発生抑制</li></ul></li><li>5 環境学習の推進と環境活動の実践<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 入間市の環境を学ぶ</li><li>(2) 環境情報の発信</li><li>(3) 環境活動の実践</li><li>(4) 環境活動団体の支援</li></ul></li></ul>
---

出典：入間市 HP 「第三次入間市環境基本計画（令和2年度～11年度）」（令和2年3月）

([http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kankyo/kankyo\\_keikaku/1010768.html](http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kankyo/kankyo_keikaku/1010768.html))

## ウ. 狭山市環境基本計画の概要

狭山市環境基本計画（2022～2031年度）の概要は、表 4.1-48 に示すとおりである。

表 4.1-48 狭山市環境基本計画の概要

<p>【望ましい環境像】</p> <p>・みどりを友とし 地球にやさしい 都市・さやま</p>
<p>【望ましい環境像を実現するための基本目標】</p> <p>基本目標 1 ゼロカーボンシティの実現 省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーを活用することにより脱炭素なまちをつくろう。</p> <p>基本目標 2 人と自然との共生 多くの生き物がすみ、生き物とのふれあいの得られる水と緑を守ろう。 いつでもどこでも水や緑の魅力を感じ、気持ちよく暮らせるまちをつくろう。</p> <p>基本目標 3 循環型社会の形成 限りある資源を大事にし、資源が循環するまちをつくろう。</p> <p>基本目標 4 住みよいまちづくり きれいな空気と水と土壌が保たれた、安全・安心で快適に暮らせるまちをつくろう。</p> <p>基本目標 5 環境保全への主体的参加 環境について学び、毎日の生活の中から環境保全に取り組む市民になろう。 狭山の環境について知り、伝えていく、環境情報の交流が盛んなまちをつくろう。</p>
<p>【基本的施策】</p> <p>基本方針 (1) 再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの活用、省エネルギー建築の普及、省エネルギー行動の普及促進、徒歩や自転車利用環境の整備、公共交通の利用促進、電動車の普及、グリーン調達の推進、吸収源の活用、人材の育成、協働による緩和策の推進</p> <p>基本方針 (2) 適応策の推進 農業分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、自然災害分野、健康分野、産業・経済活動分野、市民生活・都市生活分野における適応策、分野横断的適応策</p> <p>基本方針 (3) 緑地・雑木林の保全、緑地・雑木林の保全 地域性緑地等の保全・継承、適切な利用と管理による生物多様性の保全、智光山公園、堀兼・上赤坂公園の活用、ふれあいの場の整備・機会の提供</p> <p>基本方針 (4) 身近な緑の保全・創出、良好な水環境の形成 市街地内の樹林地の保全、公園緑地の整備・管理、公共施設及び民有地の緑化の推進、環境保全型農業の普及、農地の保全及び農業の振興、河川における生物多様性の保全、川とのふれあい、水資源地域との交流の促進。</p> <p>基本方針 (5) ごみの減量とリサイクルの推進、食品ロスの削減 ごみの発生抑制、リサイクルの推進、4Rの普及啓発の充実、ごみの安全な処理、食品ロス削減の推進</p> <p>基本方針 (6) 適正処理の推進、災害廃棄物の処理体制の充実 不法投棄対策、適正処理の監視・指導、処理体制の充実</p> <p>基本方針 (7) 公害防止対策の推進、快適なまちづくりの推進 必要な規制・指導の強化、環境汚染の実態の把握・公表、自動車公害の抑制、モラルの向上、有害化学物質の監視・指導の強化、まちの美化に関する普及啓発</p> <p>基本方針 (8) 環境学習の推進、多様な主体の協働 学校における環境教育の推進、地域ぐるみの環境学習の推進、環境学習の場の提供、環境保全活動の推進、多角的支援、パートナーシップの仕組みづくり、地域力の向上、広域連携、環境情報・啓発の場の整備、イベント等の開催</p> <p>基本方針 (9) 正しい環境情報の収集と提供 環境評価と情報発信</p>

出典：狭山市 HP「第3次狭山市環境基本計画」（令和4年3月）

(<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kurasi/kankyoukihonkeikaku/3jikhonkeikakukaite.html>)

## エ. 瑞穂町環境基本計画の概要

瑞穂町環境基本計画（2019～2028年度）の概要は表 4.1-49 に示すとおりである。

表 4.1-49 瑞穂町環境基本計画の概要

<p><b>【望ましい環境像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本目標 自然とふれあい，安心して暮らせるまち みずほ</li><li>・望ましい環境像<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域から地球環境の保全に貢献し，次の世代に地球を引き継ぐまち</li><li>(2) 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り，育て，人と自然が共生するまち</li><li>(3) きれいな空気・水，清らかな土地を大切に，みんなが安心して暮らすことのできるまち</li><li>(4) 歴史と文化を大切に，みんなが快適に暮らせるまち</li><li>(5) みんなで考え，みんなで行動するまち</li></ul></li></ul>
<p><b>【基本的施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) -1 温室効果ガスの排出抑制のために 総合的に温室効果ガスの排出抑制，省エネルギー，再生可能エネルギーの利用，自動車排出ガスによる環境負荷低減，フロンなどの適正処理及び使用抑制を進める</li><li>(1) -2 気候変動への適応をすすめるために クールスポットネットワークの整備，地下水涵養，洪水対策の強化，感染症対策，地球環境問題の情報を提供する</li><li>(1) -3 ごみを減らし，環境負荷の少ない暮らしのために 家庭ごみ・事業系ごみ・町全体のごみの減量，不法投棄・不適正排出を防止し，災害時の生活環境確保のために備える</li><li>(1) -4 資源の効率的な利用のために 資源の再利用，環境に配慮した製品の利用を進める</li><li>(2) -1 豊かな緑を守り，育てていくために 緑地の保全・育成，農地を保全し農業活性化，緑を守り育てる住民活動を推進する</li><li>(2) -2 多様な生き物を守り，育てていくために 生き物が棲みやすい環境づくりを進め，生物の生息状況の情報を提供する</li><li>(2) -3 水辺を守り，育てていくために 水辺の保全，不老川流域自治体との情報交換，残堀川や不老川の監視・連絡体制の充実を図る。</li><li>(3) -1 きれいな空気を守っていくために 固定発生源からの環境負荷の低減，悪臭の防止，大気や臭気の調査実施と情報を提供する</li><li>(3) -2 きれいな水を守っていくために 水質汚濁物質の排出を抑制し，河川の3水質，水量，水生生物のデータを公表する</li><li>(3) -3 不快な騒音や振動をなくしていくために 騒音・振動の発生を防止し，航空機騒音の測定・情報を提供する</li><li>(3) -4 清らかな土地を守っていくために 土壌汚染や地盤沈下の防止対策を進め，土壌汚染の状況を調査・情報を提供する</li><li>(3) -5 様々な公害を防いでいくために 有害化学物質や，PM2.5，光化学オキシダント，アスベストの対策を進め，情報を収集し提供する</li><li>(4) -1 快適で美しいみずほを創っていくために 瑞穂の特性を生かした景観づくりを進め，景観形成に対する理解と意識向上を図る</li><li>(4) -2 魅力ある温かいみずほを創っていくために 人にやさしいまちづくり，憩いのあるまちづくりを進める</li><li>(5) -1 みんなで学び，協力していくために 環境教育・環境学習を進め，環境に関する様々な情報を提供する</li><li>(5) -2 連携・協働による取組を広げていくために 環境活動の支援，町民と農家との交流の支援を進める</li></ul>

出典：瑞穂町HP「第2次瑞穂町環境基本計画」（平成31年3月）

(<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/002/010/p006806.html>)

(2) 計画地及びその周辺の緑の基本計画

ア. 所沢市みどりの基本計画及びアクションプラン

所沢市みどりの基本計画（2019～2028年度）による施策の概要は表 4.1-50 に示す。

表 4.1-50 所沢市みどりの基本計画等及びアクションプラン

基本方針	基本方針に対する施策
I みどりの保全	1) 自然豊かな樹林地の保全 2) 樹林地と水辺地の一体的な保全 3) 身近な里山の樹林地の保全 4) 農地の保全と活用 5) 市街化区域のみどりの保全と活用
II みどりの創出	1) みどり豊かな市街地の形成 2) まちのシンボルとなる公共公益施設の緑化 3) 住宅地などの民有地の緑化 4) 所沢らしい緑化の推進
III 公園等の整備	1) 計画的な公園・緑地の整備 2) 多様な活動が展開できる公園・緑地づくり 3) 都市の安全性を高める公園・緑地の確保
IV 生物多様性の確保	1) エコロジカルネットワークの構築 2) 生物多様性の保全 3) 生物多様性地域戦略の策定
V みどりの活動の推進	1) みどりを守り育てる制度の充実 2) みどりにふれあう機会の充実 3) 市民協働によるみどりの活動の推進 4) 所沢市みどりの基本計画の推進

出典：所沢市 HP「所沢市みどりの基本計画を改定（2019年4月スタート）」（平成31年4月）  
[https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/midori/midori\\_keikaku/midorinokihonkeikaku3.html](https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/midori/midori_keikaku/midorinokihonkeikaku3.html)

イ. 生物多様性ところざわ戦略

生物多様性ところざわ戦略（2021年4月～2030年3月）による施策の概要は表 4.1-51 に示す。

表 4.1-51 生物多様性ところざわ戦略による施策の概要

目標	基本方策
目標1：「生物生息空間」を守り，創り，つなぎ，エコロジカルネットワークをつくります	1-1. 「生物生息空間」を守り，つなぐ 1-2. 「生物生息空間」を創り，つなぐ 1-3. エコロジカルネットワークの取り組みを進める 1-4. 野生生物を保護，管理する
目標2：身近な自然や生きものへの「親しみ」と「関心」を高めます	2-1. 自然や生きものが好きな子どもを増やす 2-2. 自然や生きものに関心を持つ市民を増やす
目標3：「生きものにぎわい」を守るために行動する人や団体等を増やします	3-1. 市の事業や団体等の活動に生物多様性を反映する 3-2. 団体等の活動を支援する 3-3. 生物多様性に配慮した暮らしを啓発する 3-4. 産業における生物多様性への配慮を推進する
目標4：「自然の恵み」を所沢市の魅力アップにつなげます	4-1. 自然で地域の活力を高める 4-2. 安全，安心，快適なまちづくりにつなげる 4-3. 所沢に暮らす誇りと喜びを高める

出典：所沢市 HP「生物多様性ところざわ戦略がスタート（2021年4月より）」（令和3年4月）  
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/midori/seibututayouseisenryaku.html>

ウ. 入間市みどりの基本計画による施策の概要

入間市みどりの基本計画（2017～2038 年度）による施策の概要は表 4.1-52 に示す。

表 4.1-52 (1) 入間市みどりの基本計画改定版による施策の概要

基本方針1 ふるさと入間の骨格となる緑を守り，育てよう ～緑の保全～	
施策の方向	施策内容
(1) 加治丘陵・狭山丘陵の保全	1. 加治丘陵の公有地化の推進 2. 加治丘陵の適切な維持管理 3. 加治丘陵の活用 4. 加治丘陵の多様な主体による維持管理と活用 5. 入間市緑の基金の充実 6. さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用 7. 周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用 8. 間伐材の活用の検討
(2) 市街化調整区域に広がる農地の保全	9. 農業振興地域内の農用地区域の指定継続
(3) 河川環境の保全	10. 河川の水環境の保全 11. 河川周辺の優れた自然環境の保全
基本方針2 緑をつなぎ，緑の回廊をつくろう ～緑のネットワーク化～	
施策の方向	施策内容
(1) エコロジカルネットワーク形成の推進	12. 優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進 13. 公園・緑地のエコアップの推進 14. 生き物に配慮した施設緑化の推進
(2) 入間の緑を楽しむネットワーク形成の推進と活用	15. 遊歩道の整備の推進 16. 緑を楽しむネットワークの活用の促進

出典：入間市 HP 「入間市みどりの基本計画改定版」（平成 31 年 3 月）

(<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kakusyukeikaku/1009162.html>)

表 4.1-52 (2) 入間市みどりの基本計画改定版による施策の概要

基本方針3 地域の貴重な緑を守り、育てよう ～緑の質の向上～	
施策の方向	施策内容
(1) 平地林・斜面林の保全	17. 平地林の保全の推進 18. 斜面林の保全の推進 19. 樹林地カルテの作成の検討 20. 樹林地管理のしくみづくりの検討 21. 樹林地再生のための管理の実施の検討
(2) 地域のシンボルとなっている樹木の保全	22. 保護樹木の指定の推進 23. 樹木所有者の負担軽減となる制度の導入の検討 24. 樹木カルテの作成の検討
(3) 市街地の農地の保全と活用	25. 生産緑地地区の指定の継続 26. 公園不足域の生産緑地地区の公園用地としての活用 27. 市民農園の設置の継続
(4) 公園の維持管理・運営の充実	28. 公園施設の適切な維持管理 29. 大木化した公園樹木の適切な維持管理 30. 地域住民との協働による公園の管理運営のしくみづくり 31. 指定管理者制度による公園の維持管理・運営 32. 公園の維持管理・運営における民間参画の研究
(5) 生物多様性の確保に貢献する緑の保全	33. 自然環境調査の定期的な実施 34. 希少な動植物の保護の推進 35. 特定外来生物などの駆除体制の充実
基本方針4 身近な緑をつくり、増やそう ～緑の創出～	
施策の方向	施策内容
(1) 新たな公園の整備	36. (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の用地取得の推進 37. (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の施設整備の推進 38. 身近な公園の整備の推進 39. 土地区画整理事業による公園の整備の推進 40. 公園再配置計画, リニューアル計画の検討 41. 地域特性を活かした公園の整備とリニューアル 42. 市民参加型の公園づくりの推進 43. 避難場所に指定された公園の防災機能の整備の検討
(2) 街路樹等の整備の推進	44. 道路整備に合わせた街路樹の整備の推進 45. 駅前広場の緑化の推進
(3) 公共施設緑化の推進	46. 学校の緑化の推進 47. 市庁舎等の緑化の推進
(4) 民間施設緑化の促進	48. 緑化推進における法制度の活用方法の研究 49. 開発行為における緑化基準の適正な運用と検証 50. 奨励補助制度による生垣緑化の促進 51. 苗木の配布制度の充実 52. 施設緑化ガイドラインの作成
基本方針5 みんなで緑について考え、行動しよう ～緑の活動の充実～	
施策の方向	施策内容
(1) 緑に関する知識と理解を深める	53. 緑に関するイベントの開催 54. 緑に関する講習会の開催 55. 子どもを対象とした緑に関するイベントの開催 56. 緑に関する情報発信の充実
(2) 市民協働のしくみづくり	57. 多様な主体による緑の維持管理の推進 58. (仮称) 緑のサポーター制度の導入の検討 59. 緑のボランティアの育成 60. 緑のボランティア活動への支援の充実 61. 緑のまちづくりに関する活動の促進

出典：入間市HP「入間市みどりの基本計画改定版」(平成31年3月)  
(<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kakusyukeyikaku/1009162.html>)

## エ. 狭山市緑の基本計画による施策の概要

狭山市緑の基本計画（2016～2025年度）による施策の概要は表 4.1-53 に示す。

表 4.1-53 第2次狭山市緑の基本計画による施策の概要

基本理念1 緑と水に恵まれた個性ある都市環境の創造 —優れた生活環境の創出— 基本理念2 緑とふれあいのあるライフスタイルの創造 —日常的な緑とのふれあいの場の創出— 基本理念3 緑と水の輪をひろげる仕組みづくり —市民・市民団体・事業者・行政との協働—		
緑の将来像 「かがやく緑・きらめく水 緑と水が息づくまち・さやま」		
基本方針	施策	具体的施策
1 緑を守り育てる <b>【緑の保全】</b>	(1) 樹林・樹木の保全	①骨格となる樹林の保全 ②点在する樹林・樹木の保全 ③特別緑地保全地区の保全 ④開発における樹林・樹木の保全
	(2) 農地の保全	①市街化区域内の農地の保全 ②市街化調整区域内の農地の保全
	(3) 水辺の保全	①自然豊かな入間川の水辺の保全
	(4) 生物の多様性に配慮した環境の保全	①市南部の生息場所の保全 ②市中央部の生息場所の保全 ③市北部の生息場所の保全 ④その他の生育場所の保全
2 緑をつくり育てる <b>【緑の創出】</b>	(1) 緑と水にふれあえる空間の創出	①公園の整備 ②河川・水路の緑化 ③自然とのふれあいの場の整備
	(2) 身近な緑の創出	①公共公益施設の緑化 ②民有地の緑化 ③道路緑化
3 緑の拠点を活用する <b>【緑の活用】</b>	(1) 緑の拠点となる公園緑地の活用	①智光山公園の活用 ②入間川河川敷公園の活用 ③堀兼・上赤坂公園の活用 ④公有地化した平地林の活用
4 緑を育てるしくみをつくる <b>【緑の普及】</b>	(1) 緑を育てる体制づくり	①緑と水のまちづくり推進体制の確立 ②緑のリサイクルの推進 ③民間団体の育成 ④市民援助体制の充実 ⑤緑化基金の充実
	(2) 普及・啓発	①情報提供 ②イベントの開催 ③緑化意識の高揚

出典：狭山市HP「第2次狭山市緑の基本計画」（平成28年12月）

(<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kurasi/midorinokihonkeikaku.html>)

## オ. 瑞穂町 緑の基本計画による施策の概要

瑞穂町 緑の基本計画（2022～2041 年度）による施策の概要は表 4.1-54 に示す。

表 4.1-54 瑞穂町 緑の基本計画による施策の概要

みどりの将来像 みらいにずっとほこれる“みどり”あるまち	
基本方針	具体的施策
みどりをつくる	地域の身近なみどりの拠点となる公園・緑地などについて、土地区画整理事業等による新たなまちづくりを通じ、地区が抱える課題を考慮した、バランスのとれた配置 レクリエーション利用や防災上の中心となる公園を整備
みどりをまもり、いかす	狭山丘陵、平地林、農地を町のみどりの骨格軸として、自然生態系と人の営みが共生したみどりのまちづくりを進めていく 寺社境内地のみどりや屋敷林、農地などをまもり、いかすことにより、みどり豊かでうるおいのある個性的なまちとする
みどりをつなげる	狭山丘陵をはじめとする自然地や公園・道路の緑化、遊歩道の整備、河川の親水整備などにより、みどりのネットワークを形成する
みどりをふやす	みどり豊かで美しく快適な街並みを形成するために、公共施設や住宅地、商店街、工場といったそれぞれの特長を考慮した緑化の方策を、住民の皆様と企業、行政とが協力し合いながら進めていく
みどりをひろげる しくみを整える	みどりあふれる快適な生活のあるまちを実現するために、みどりの重要性への認識を深め、協力体制を創り自発的な活動への機会の創出や後押しをするしくみづくりを進めていく

出典：瑞穂町HP「瑞穂町緑の基本計画」（令和4年3月）

(<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/002/007/p001384.html>)

### (3) 計画地及びその周辺の都市計画マスタープラン

#### ア. 所沢市都市計画マスタープランによる都市環境等の整備方針

所沢市都市計画マスタープランによる、計画地が含まれる三ヶ島地域の街づくり方針は表 4.1-55 に示すとおりである。

表 4.1-55 所沢市都市計画マスタープランによる三ヶ島地域の地域別構想

<p>【街づくりの目標】 豊かなみどりと文化が調和した良好な住環境の形成</p>
<p>【街づくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○土地利用<ul style="list-style-type: none"><li>・狭山ヶ丘駅周辺は、都市機能の誘導を図る。</li><li>・三ヶ島工業団地周辺は、環境に配慮した必要な基盤整備、企業ニーズを踏まえた産業系の土地利用を推進する。</li><li>・市街化調整区域は、適正な土地利用規制により、環境の保全を図る。</li></ul></li><li>○道路・交通<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画道路榎戸豊岡線の整備を進める。</li><li>・上藤沢・林・宮寺間新設道路は早期整備を進める。</li><li>・地区構造道路の検討を進める。</li><li>・県道所沢青梅線は、歩行者などの安全のため歩道の設置を目指す。</li><li>・バス路線の維持・改善・充実を目指す。</li></ul></li><li>○環境<ul style="list-style-type: none"><li>・狭山丘陵はエコロジカルネットワークの中心として、希少種を含めた野生生物の生息・生育環境の適切な保全を図る。</li><li>・若狭の平地林周辺は、狭山丘陵と三富・くぬぎ山等平地林周辺の中間に位置し、エコロジカルネットワークの重要な地域として、野生生物の生息・生育環境の適切な保全を図る。</li><li>・小手指ヶ原公園周辺は、狭山丘陵に近接しており、エコロジカルネットワークの重要な地域として、野生生物の生息・生育環境の適切な保全を図る。</li><li>・下水道整備などによる河川の浄化を進めます。</li><li>・一般廃棄物処理施設である西部クリーンセンターの適正な維持管理を進めます。</li></ul></li><li>○みどり<ul style="list-style-type: none"><li>・狭山ヶ丘駅周辺は、街なかのみどりの拠点として形成を図る。</li><li>・東川、砂川堀を中心とした「水とみどりがつくるネットワーク」の構築に向け、散策路の整備を目指す。</li><li>・ふるさとの緑の景観地など、みどりの保全を進める。</li><li>・狭山丘陵周辺の自然環境の保全を図る。</li><li>・(仮称)三ヶ島堀之内公園の整備を検討する。</li><li>・まとまりのある農地の保全、営農環境の改善・向上を図る。</li></ul></li><li>○活力・にぎわい<ul style="list-style-type: none"><li>・狭山ヶ丘駅周辺は、都市機能の誘導により、良好な住宅地と調和したにぎわいの創出を図る。</li><li>・三ヶ島工業団地周辺は、既存の工業団地の拡張により、活力とにぎわいの創出を図る。</li></ul></li><li>○暮らし<ul style="list-style-type: none"><li>・住工混在地区では、住居系と工業系土地利用の調和をめざし、地域の特性に応じて、住宅と工場・事業所の共存を図る。</li><li>・市街化調整区域の住宅地では、みどりと調和した良好な住環境の形成を図る。</li></ul></li><li>○防災<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急輸送道路（国道 463 号バイパス・三ヶ島文教通りなど）の整備を進める。</li><li>・東川、砂川堀、樽井戸川などの周辺、低地や窪地における浸水対策を進める。</li><li>・土砂災害警戒区域などへの対策を進める。</li></ul></li><li>○景観<ul style="list-style-type: none"><li>・狭山丘陵の景観の保全を図る。</li><li>・歴史的資源を活かした景観の保全に努める。</li><li>・農地などの自然景観の保全・活用を図る。</li></ul></li></ul>

出典：所沢市 HP 「所沢市都市計画マスタープラン」(令和 2 年 3 月)

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/toshikeikaku/toshimas.html>)

## イ. 入間市都市計画マスタープランによる都市環境等の整備方針

入間市都市計画マスタープランによる、計画地に隣接する入間市宮寺・二本木地域のまちづくり方針は表 4.1-56 に示すとおりである。

表 4.1-56 入間市都市計画マスタープランによる入間市宮寺・二本木地域のまちづくり方針

<p>【地域の将来目標】 産業と生活の場・自然資源が共存する機能的なまちの形成</p>
<p>【地域のまちづくりの方針】</p> <p>○産業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 武蔵工業団地の環境整備と隣接する狭山台土地区画整理事業の推進により、本市の産業を担う地区としての基盤強化を図る。</li><li>・ 圏央道入間インターチェンジおよび国道 16 号沿道周辺においても工業団地や大規模商業施設等の波及効果を有効に活用した産業、物流等の拠点となるよう整備を図る。</li></ul> <p>○生活利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域住民の生活利便性向上のため、既存の公共施設等を中心とする地区を生活拠点として形成することにより、地域内での生活に必要な機能の効率的配置と誘導を図る。</li><li>・ 近年、圏央道入間インターチェンジ周辺に県内はじめ関東周辺からも多くの集客がある大規模商業施設ができ、国道 16 号沿道の郊外型サービス施設の立地も目立っている。このことから、生活道路の拡幅整備等により、これらの施設へのアクセス性の向上を図り、地域住民の利便性を向上させるとともに、住宅地内への無秩序な施設立地を抑え、良好な居住環境を保全していく。</li></ul> <p>○都市間・地域間のアクセス性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域内を走る県道、市道などの拡幅整備、交差点改良等により、新たな地域の軸の形成を図るとともに、都市間や市内各地域との連絡性が向上するような機能の強化を図る。</li><li>・ 都市間・地域間のアクセス強化を図る路線以外の路線は、極力不要な車両の進入を抑制し、地域の住環境の保全を図る。</li></ul> <p>○自然資源の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の南端には狭山丘陵が位置し、地域内には多くの平地林が存在する自然資源の豊かな地域である。これらは、地域および都市の重要な自然環境機能であることから、積極的な保全を図るとともに、丘陵地や平地林は市民の安らぎや自然観察の場として活用を図る。</li></ul>

出典：入間市 HP「入間市都市計画マスタープランについて」（平成 31 年 3 月）

(<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/toshikeikaku/1009247/index.html>)

#### (4) 計画地及びその周辺の景観計画

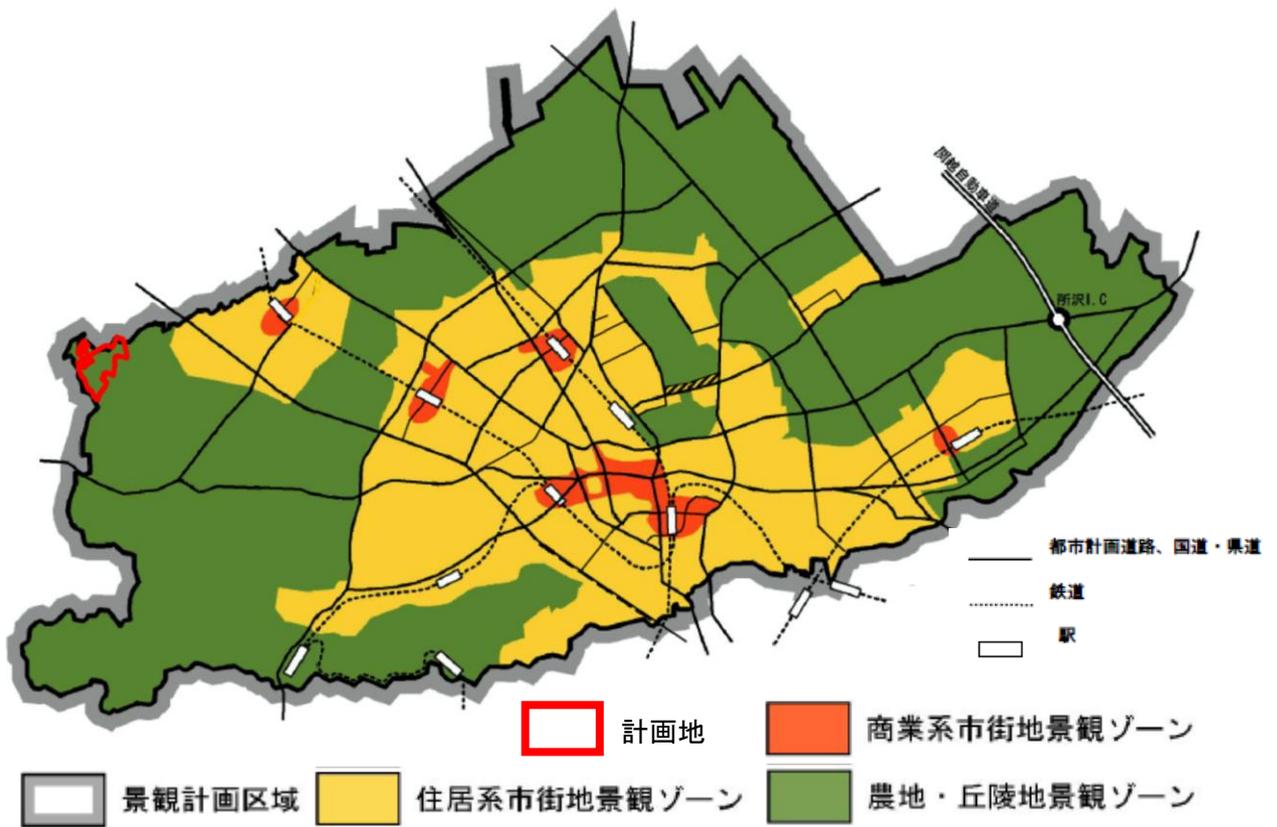
##### ア. 所沢市景観計画による景観形成方針

所沢市景観計画では、表 4.1-57 に示すとおり景観計画区域を3つのゾーンに分けて、各ゾーンの目標及び方針を設定している。なお、計画地及び隣接する地域は、「農地・丘陵地景観ゾーン」に区分されている。区域図を図 4.1-24 に示す。

表 4.1-57 所沢市景観計画による景観計画区域各ゾーンの目標及び方針

ゾーン区分	ゾーンの設定	ゾーン目標	ゾーン方針
住居系市街地景観ゾーン	用途地域の指定のある区域（商業系市街地景観ゾーンを除き、一部に用途地域の指定のない区域を含む。）	周辺環境と調和し、まとまりのある街並みにより、やすらぎや憩いを感じられる住居系市街地の景観の形成	○みどりと調和し、やすらぎや憩いを感じられる住宅地の景観の形成 ○地域の特性に応じた住宅地の景観の形成 ○地域と調和した幹線道路沿いの景観の形成 ○柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川沿いの景観の形成 ○周辺環境と調和した住宅地の色彩による景観の形成
商業系市街地景観ゾーン	所沢駅周辺の中心市街地ならびに西所沢駅、新所沢駅、小手指駅、狭山ヶ丘駅および東所沢駅周辺における商業系用途地域（商業地域・近隣商業地域）の区域	生活の拠点としての魅力とにぎわいのある、快適な商業系市街地の景観の形成	○秩序ある快適な商業地の景観の形成 ○地域の特性に応じた生活の拠点としての景観の形成 ○秩序とにぎわいのある幹線道路沿いの景観の形成 ○商業地の魅力をつくる東川沿いの景観の形成 ○商業地にふさわしい色彩による景観の形成
農地・丘陵地景観ゾーン	用途地域の指定のない区域（一部を除く。）	みどりや地形等の保全・活用を図った農地・丘陵地の景観の形成	○みどりを保全した農地・丘陵地の景観の形成 ○地域の特性に応じてみどりを活用した農地・丘陵地の景観の形成 ○地域の環境と調和した幹線道路沿いの景観の形成 ○柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川沿いの景観の形成 ○みどりが美しく映える色彩による景観の形成

出典：所沢市 HP「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」（平成 23 年 7 月 所沢市）  
[http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/keikan/toskei\\_20110406135719809.html](http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/keikan/toskei_20110406135719809.html)



出典：所沢市HP「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」（平成23年7月 所沢市）  
 ([https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/keikan/toskei\\_20110406135719809.html](https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/keikan/toskei_20110406135719809.html))

図 4.1-24 所沢市景観計画区域とゾーン区分図

## イ. 埼玉県景観計画による景観形成方針

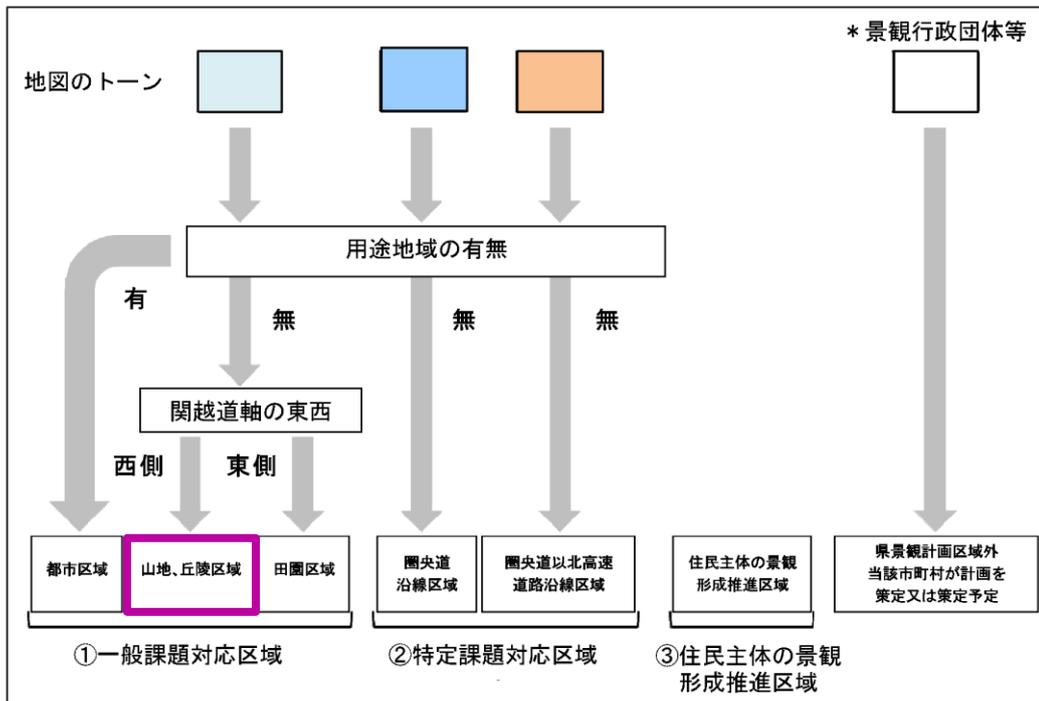
埼玉県景観計画では表 4.1-58 に示すとおり県の景観計画区域を5つのゾーンに分けて、各ゾーンの目標及び方針を設定している。なお、計画地の所沢市は県の景観計画区域外となっており、前述の所沢市景観計画による景観形成方針を定めている。隣接する入間市の地域は、一般課題対応区域の「山地、丘陵区域」に区分されている。

表 4.1-58 埼玉県景観計画による景観計画区域各ゾーンの目標及び方針

景観計画区域	区域	景観上の特性	課題
一般課題対応区域	ア 都市区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わいの中にも落ち着きと統一感のあるまち並み。</li> <li>地区計画等の地域のルールをつくっているまち並み。</li> <li>旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩の建築物や工作物。高さや壁面線などの不揃いなまち並み。</li> </ul>
	イ 田園区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田、畑、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。</li> <li>荒川と利根川の二大河川を中心に、様々な表情を持つ豊かな水辺景観の連なり。</li> <li>古墳等の歴史遺産の分布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乱立する屋外広告物、電線、電柱類。</li> <li>都市化にともなって減少しつつある歴史的景観資源。</li> </ul>
	ウ 山地、丘陵区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土の背景となる高い尾根の山々と、名勝溪谷等、山間谷間のダイナミックな自然美。</li> <li>貴重な群落をもつ自然植生主体の山奥と、植林が主体となる山地の豊かな植生。</li> <li>植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。</li> <li>東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。</li> </ul>	
特定課題対応区域	ア 圏央道沿線区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田、畑、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。</li> <li>中小河川等、潤いのある水辺景観。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏央道の整備に伴い、市町域を超え、広域に開発圧力が高まり、急速に建築物、工作物及び資材置き場等が増えることが予想される。</li> </ul>
	イ 圏央道以北高道路沿線区域	<p>(ア) 東北道沿線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水田、畑、水路、平地林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。</li> <li>中小河川等、潤いのある水辺景観。</li> </ul> <p>(イ) 関越道沿線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。</li> <li>植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏央道の整備に伴い県内高道路網が充実し、関越道、東北道の利便性が向上する。このため、市町域を超え広域に開発圧力が高まり、建築物及び工作物が増えることが予想される。</li> </ul>

出典：埼玉県 HP「埼玉県景観条例・埼玉県景観計画の概要」(平成 28 年 4 月 1 日)

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikankeikaku-gaiyou.html>)



: 計画地に隣接する入間市の区域区分

出典：埼玉県HP「埼玉県景観条例・埼玉県景観計画の概要」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikankeikaku-gaiyou.html>

図 4.1-25 埼玉県景観計画による景観計画区域

## 2) 環境保全に関する取り組み状況等

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期環境基本計画）で設定された施策と指標の現状値を表4.1-59に示す。

表 4.1-59 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期環境基本計画）の目標指標と最終目標値

施策	目標指標	基準値 (2017年度)	最終目標値 (2028年度)
低炭素社会の構築	市域における温室効果ガス排出量の削減率	0% (2013年度)	22.9%
	再生可能エネルギー設備の総出力	35.3MW	48.5MW
みどり・生物多様性の保全	みどりとふれあうイベントの参加者数	1,767人/年	2,000人/年
	みどりのパートナーの登録者数	1,368人/年	1,440人/年
	新たなみどりの確保量	55.1ha/年	110.0ha/年
循環型社会の形成	市民1人当たりのごみ排出量（集団資源回収、事業系ごみ等は含まない）	580.0g/人・日	572.0g/人・日
	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	73.8%	100%
	不法投棄物量	26.0t	21.6t
大気・水環境等の保全	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	100%	100%
	水環境にかかる環境管理目標の達成率	100%	100%
	土壌汚染拡散防止率	87.0%	基準値以上
	苦情相談解決率	93.2%	基準値以上
	化学物質排出量	26.5t	基準値以下
魅力的な都市環境の創造	住宅・住環境に関する施策の満足度	-	70%
	市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）	4.11m <sup>2</sup> /人	4.61m <sup>2</sup> /人
ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり	環境学習関連事業の参加者数	34,108人	基準値以上
	市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等による環境情報の発信件数	1,420件	3,600件

出典：所沢市HP「所沢市の環境（令和2年度版）」（令和3年3月）

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/tokorozawashikankyo/kasomu20190308.html>)